官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを定める件（国家公安委二五）　一
〔その他告示〕
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一三九三～一四〇二）　二
○豊川用水二期事業に関する事業実施計画の変更を認可した件（農林水産・経済産業・国土交通四）　三
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業一三〇）　四
○船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件（国土交通八七〇）　四
○船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件（同八七一、八七四）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件（同八七二）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検定機関の登録の更新をした件（同八七三）
○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件（同八七五）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一九四、一九五）　七
○道路に関する件（北海道開発局七九、八〇）　七
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　復興庁　法務省　七
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（三重労働局最低賃金公示一）　八
指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（山口県公安委告示配二）　八
〔公告〕
諸事項　八
官庁
社会保険労務士懲戒処分、証票無効関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　八
会社その他　三

法規的告示

○国家公安委員会告示第三十五号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第十七条第二項第三号イ(2)の規定に基づき、権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものを次のように定める。

令和七年九月十一日

国家公安委員会委員長事務代理
国務大臣　鈴木　馨祐

道路交通法施行規則第十七条第二項第三号イ(2)の権限のある機関が発行する身分を証明する書類であって、外務省の発行する身分証明書に準ずるものとして国家公安委員会が定めるものは、次のいずれかに掲げる書類とする。

一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格が表示されている上陸許可の証印（入管法第九条第一項に規定する上陸許可の証印をいう。第三号において同じ。）をされた書類

二　在留資格認定証明書（入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書をいう。次号において同じ。）

三　日本国領事官等（入管法第二条第四号に規定する日本国領事官等をいう。）の査証を受け、及び上陸許可の証印（在留資格認定証明書の交付を受けることができる在留資格が表示されているものに限る。）をされた書類

四　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第九条第三項(a)に掲げる身分証明書

附　則

この告示は、令和七年十月一日から施行する。

その他告示

○農林水産省告示第千三百九十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十一月二日に消滅したものとみなされる。

令和七年九月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第21193号
2　登録年月日　平成23年11月１日
3　農林水産植物の種類
Brassica juncea (L.) Czern.
4　登録品種の名称　TTK456
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
タキイ種苗株式会社
京都府京都市下京区梅小路通猪熊東入南夷町180番地

○農林水産省告示第千三百九十四号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十一月六日に消滅したものとみなされる。

令和七年九月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第27080号
2　登録年月日　平成30年11月２日
3　農林水産植物の種類
Alstroemeria L.
4　登録品種の名称　ザルサバロン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Plants B.V.
Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands

○農林水産省告示第千三百九十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十一月十二日に消滅したものとみなされる。

令和七年九月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第24590号
2　登録年月日　平成27年11月10日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
4　登録品種の名称　Unimax　湖衣姬
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
CLONE International Biotech Co., Ltd.
№2―11 Sanhe Rd., Sanbu Village, Ligang Township, Pingtung County, Taiwan

1　登録番号　第24593号
2　登録年月日　平成27年11月10日
3　農林水産植物の種類
Triticum aestivum L.
4　登録品種の名称　LM 12
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
公立大学法人福井県立大学
福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１

○農林水産省告示第千三百九十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十一月十六日に消滅したものとみなされる。

令和七年九月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第20026号
2　登録年月日　平成22年11月15日
3　農林水産植物の種類
Oryza sativa L.
4　登録品種の名称　コシヒカリかずみ４号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
本田技研工業株式会社
東京都港区南青山二丁目１番１号

○農林水産省告示第千三百九十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十一月十九日に消滅したものとみなされる。

令和七年九月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第11545号
2　登録年月日　平成15年11月18日
3　農林水産植物の種類
Hydrangea L.
4　登録品種の名称　ジャパニュ　ッカコ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
坂本正次
群馬県桐生市黒保根町下田沢2822番地の10

1　登録番号　第25523号
2　登録年月日　平成28年11月17日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
4　登録品種の名称　パープルクィーンY061
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
中村商事有限会社
埼玉県春日部市谷原新田1484番地１

1　登録番号　第25524号
2　登録年月日　平成28年11月17日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
4　登録品種の名称　リトルビーナスヒリコ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
中村商事有限会社
埼玉県春日部市谷原新田1484番地１

1　登録番号　第25525号
2　登録年月日　平成28年11月17日
3　農林水産植物の種類
Phalaenopsis Blume
4　登録品種の名称　心美Y047
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
中村商事有限会社
埼玉県春日部市谷原新田1484番地１

1　登録番号　第26315号
2　登録年月日　平成29年11月16日
3　農林水産植物の種類
Anthurium Schott
4　登録品種の名称　ANTHDUXH
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Anthura B.V.
Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands

1　登録番号　第26330号
2　登録年月日　平成29年11月16日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　精こいべに
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

○農林水産省告示第千三百九十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十一月二十日に消滅したものとみなされる。

令和七年九月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第28146号
2　登録年月日　令和２年11月19日
3　農林水産植物の種類
Bidens L.
4　登録品種の名称　月小町
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
金子勝則
岐阜県下呂市萩原町上呂1043番地１

1　登録番号　第28181号
2　登録年月日　令和２年11月19日
3　農林水産植物の種類
Flammulina velutipes (Fr.) Sing.
4　登録品種の名称　チクマッシュT―099
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社千曲化成
長野県千曲市大字内川1101番地

1　登録番号　第28212号
2　登録年月日　令和２年11月19日
3　農林水産植物の種類
Mandevilla Lindl.
4　登録品種の名称　LANCALIFORNIA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Aphrodite Breeding B.V.
Langeweg 79,3342LD Hendrik-Ido-Ambacht, The Netherlands

○農林水産省告示第千三百九十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十一月二十一日に消滅したものとみなされる。

令和七年九月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第22777号
2　登録年月日　平成25年11月20日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　TSH18 1―06―25
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
沖縄県花卉園芸農業協同組合
沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番１号

1　登録番号　第24613号
2　登録年月日　平成27年11月20日
3　農林水産植物の種類
Viburnum plicatum Thunb.
4　登録品種の名称　ベニ　サンゴ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
大平民人
長野県上伊那郡南箕輪村8304―524

1　登録番号　第24614号
2　登録年月日　平成27年11月20日
3　農林水産植物の種類
Viburnum plicatum Thunb.
4　登録品種の名称　ルビー　サンゴ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
大平民人
長野県上伊那郡南箕輪村8304―524

1　登録番号　第27611号
2　登録年月日　令和元年11月20日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　KENTO
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
BARBERET & BLANC, S.A.
Camino Viejo 205, 30890 Puerto Lumbreras, Murcia, Spain

1　登録番号　第27637号
2　登録年月日　令和元年11月20日
3　農林水産植物の種類
Portulaca oleracea L.
4　登録品種の名称　SAKPOR017
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社サカタのタネ
神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目７番１号

1　登録番号　第27642号
2　登録年月日　令和元年11月20日
3　農林水産植物の種類
Sparassis crispa Wulf.: Fr.
4　登録品種の名称　KSC―H７号
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社かつらぎ産業
和歌山県橋本市高野口町向島123番地の１

○農林水産省告示第千四百号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十一月二十三日に消滅したものとみなされる。

令和七年九月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第25549号
2　登録年月日　平成28年11月22日
3　農林水産植物の種類
Cercis canadensis L.
4　登録品種の名称　Merlot
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
North Carolina State University
1021 Main Campus Drive, Raleigh, North Carolina 27695, USA

○農林水産省告示第千四百一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十一月二十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年九月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第18619号
2　登録年月日　平成21年11月26日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ヒベラ141
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・ヒッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第18620号
2　登録年月日　平成21年11月26日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ヒベラ115
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジェー・アンド・ヒッチ・ジャパン
愛知県長久手市砂子607番地

○農林水産省告示第千四百二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第二項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年十一月三十日に消滅したものとみなされる。

令和七年九月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号　第29486号
2　登録年月日　令和４年11月29日
3　農林水産植物の種類
Alstroemeria L.
4　登録品種の名称　KONMOMOKA
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Konst Breeding B.V.
Nieuwveens Jaagpad 93, 2441GA Nieuwveen, The Netherlands

1　登録番号　第29488号
2　登録年月日　令和４年11月29日
3　農林水産植物の種類
Alstroemeria L.
4　登録品種の名称　ザルサース
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Van Zanten Breeding B.V.
Lavendelweg 15, 1435EW Rijsenhout, The Netherlands

農林水産省
○経済産業省
国土交通省告示第四号

独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項の規定に基づき、平成十一年十二月十四日付けで認可した豊川用水二期事業に関する事業実施計画について、次のように変更を認可したので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和七年九月十一日

農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤容治
国土交通大臣　中野洋昌

一　事業の名称
豊川用水二期事業
二　工事施行位置

施設の名称	施設の位置
(一) 大野導水路	愛知県新城市
(二) 東部幹線水路及び支線水路	静岡県湖西市並びに愛知県豊橋市、新城市及び田原市
(三) 西部幹線水路及び支線水路	愛知県豊川市、蒲郡市及び新城市
(四) 牟呂松原幹線水路	愛知県豊橋市、豊川市及び新城市
(五) 松原幹線水路	愛知県豊橋市及び豊川市
(六) 牟呂幹線水路	愛知県豊橋市及び豊川市
(七) 初立池	愛知県田原市
(八) 管理設備等	愛知県豊橋市、豊川市、新城市並びに北設楽郡東栄町及び豊根村

三　事業実施計画の変更の認可の日
令和七年八月二十九日

○経済産業省告示第百三十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第二十四号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和七年九月十二日から施行する。

令和七年九月十一日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域	指定の期間
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故に係る災害	埼玉県　八潮市	令和七年一月二十九日から令和七年十二月十一日まで

○国土交通省告示第八百七十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録の更新をしたので、船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年九月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録更新年月日　令和七年八月三十日
二　登録番号　1
三　登録の更新を受けた登録検定機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会
四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号
五　代表者の氏名　大坪新一郎
六　検定を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目６番13号　カーニープレイス本町10階
福岡支部	福岡県福岡市博多区中洲五丁目６番24号　第６ガーデンビル４階

○国土交通省告示第八百七十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検査機関の登録の更新をしたので、船舶安全法第二十八条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年九月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録更新年月日　令和七年八月三十日
二　登録番号　2
三　登録の更新を受けた登録検査機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会
四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号
五　代表者の氏名　大坪新一郎
六　船舶安全法別表第五の上覧に掲げる検査の区分　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査
七　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目６番13号　カーニープレイス本町10階
福岡支部	福岡県福岡市博多区中洲五丁目６番24号　第６ガーデンビル４階

○国土交通省告示第八百七十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録の更新をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年九月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録更新年月日　令和七年八月三十日
二　登録番号　1
三　登録の更新を受けた登録検定機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会
四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号
五　代表者の氏名　大坪新一郎
六　検定を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目６番13号　カーニープレイス本町10階
福岡支部	福岡県福岡市博多区中洲五丁目６番24号　第６ガーデンビル４階

○国土交通省告示第八百七十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり登録検定機関の登録の更新をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年九月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録更新年月日　令和七年八月三十日
二　登録番号　1
三　登録の更新を受けた登録検定機関の名称　一般財団法人日本船用品検定協会
四　住所　東京都千代田区紀尾井町三番三十二号
五　代表者の氏名　大坪新一郎
六　検定を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
東京支部	東京都千代田区紀尾井町３番32号
大阪支部	大阪府大阪市西区阿波座一丁目６番13号　カーニープレイス本町10階
福岡支部	福岡県福岡市博多区中洲五丁目６番24号　第６ガーデンビル４階

○国土交通省告示第八百七十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する同法第二十八条第二項の規定に基づき、次のとおり登録検査機関の登録の更新をしたので、同法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

令和七年九月十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件

一　登録更新年月日　令和七年八月三十日

二　登録番号　１

三　登録の更新を受けた登録検査機関の名称　一般社団法人日本海事検定協会

四　住所　東京都中央区八丁堀二丁目九番七号

五　代表者の氏名　石田　正明

六　船舶安全法別表第五の上欄に掲げる検査の区分

イ　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査

ロ　危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査

七　検査を行う事業所の名称及び所在地

イ　危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の積載方法その他の積付けの検査及び同規則第百十二条に規定する危険物の収納方法の検査を行う事業所の名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
石狩事務所	北海道石狩市新港中央一丁目202
室蘭事務所	北海道室蘭市海岸町一丁目58番５号
釧路事務所	北海道釧路市西港三丁目103番
北海道事業所	北海道苫小牧市元中野町二丁目２番15号
八戸事業所	青森県八戸市沼館一丁目13番３号
仙台事業所	宮城県多賀城市八幡三丁目11番３号
小名浜事務所	福島県いわき市小名浜字定西264番地の５
鹿島事業所	茨城県神栖市大野原一丁目３番22号
千葉事業所	千葉県千葉市中央区蘇我一丁目20番16号
袖ケ浦事務所	千葉県袖ケ浦市福王台二丁目１番６
君津事務所	千葉県木更津市築地１番地１
東京第一事業所	東京都港区芝浦二丁目14番９号
川崎事業所	神奈川県川崎市川崎区新川通11番３号
横浜第一事業所	神奈川県横浜市中区海岸通一丁目３番地
新潟事業所	新潟県新潟市東区臨港町三丁目4914番222
伏木事務所	富山県射水市庄西町一丁目18番16号
清水第一事業所	静岡県静岡市清水区入船町４番18号
名古屋第一事業所	愛知県名古屋市港区入船二丁目４番23号
知多事業所	愛知県東海市中央町四丁目29
四日市事業所	三重県四日市市尾上町１番地19
大阪第一事業所	大阪府大阪市住之江区南港中六丁目２番47号
堺事務所	大阪府堺市西区浜寺石津町東一丁２番21号
神戸第一事業所	兵庫県神戸市中央区新港町10番２号
姫路事業所	兵庫県姫路市広畑区正門通三丁目１番５号
加古川事務所	兵庫県加古川市別府町新野辺字畑下1525番地
和歌山事業所	和歌山県和歌山市松江西一丁目１番36号
水島事業所	岡山県倉敷市水島北緑町４番11号
呉事業所	広島県呉市三条三丁目１番３号
尾道事務所	広島県尾道市栗原町１番１号
福山事務所	広島県福山市鋼管町１番地
岩国事務所	山口県岩国市新港町四丁目17番12号
徳山事業所	山口県周南市入船町６番20号
徳島事務所	徳島県徳島市助任橋三丁目28番地
坂出事務所	香川県坂出市久米町一丁目14番14号
今治事業所	愛媛県今治市小泉四丁目４番45号
新居浜事務所	愛媛県新居浜市西原町二丁目７番66号
九州第一事業所	福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目８番１号
三池事務所	福岡県大牟田市本町三丁目７番地９
長崎事務所	長崎県長崎市出島町３番10号
大分事業所	大分県大分市松原町三丁目１番11号
細島事務所	宮崎県日向市大字日知屋17731番地の２
鹿児島第一事業所	鹿児島県鹿児島市住吉町13番13号
沖縄事務所	沖縄県那覇市港町二丁目６番地18号

ロ　危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十七条第一項に規定する液状化等物質の水分の測定及び同規則第二十五条第一項に規定する液状化等物質の積載方法その他積付けの検査を行う事業所の名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
北海道事業所	北海道苫小牧市元中野町二丁目２番15号
室蘭事務所	北海道室蘭市海岸町一丁目58番５号

八戸事業所	青森県八戸市沼館一丁目13番３号
秋田事務所	秋田県秋田市土崎港西三丁目８番16号
仙台事業所	宮城県多賀城市八幡三丁目11番３号
小名浜事務所	福島県いわき市小名浜字定西264番地の５
鹿島事業所	茨城県神栖市大野原一丁目３番22号
千葉事業所	千葉県千葉市中央区蘇我一丁目20番16号
君津事務所	千葉県木更津市築地１番地１
東京第一事業所	東京都港区芝浦二丁目14番９号
川崎事業所	神奈川県川崎市川崎区新川通11番３号
横浜第一事業所	神奈川県横浜市中区海岸通一丁目３番地
新潟事業所	新潟県新潟市東区臨港町三丁目4914番222
伏木事務所	富山県射水市庄西町一丁目18番16号
清水第一事業所	静岡県静岡市清水区入船町４番18号
名古屋第一事業所	愛知県名古屋市港区入船二丁目４番23号
知多事業所	愛知県東海市中央町四丁目29
四日市事業所	三重県四日市市尾上町１番地19
大阪第一事業所	大阪府大阪市住之江区南港中六丁目２番47号
神戸第一事業所	兵庫県神戸市中央区新港町10番２号
姫路事業所	兵庫県姫路市広畑区正門通三丁目１番５号
和歌山事業所	和歌山県和歌山市松江西一丁目１番36号
水島事業所	岡山県倉敷市水島北緑町４番11号
呉事業所	広島県呉市三条三丁目１番３号
尾道事務所	広島県尾道市栗原町１番１号
福山事務所	広島県福山市鋼管町１番地
徳山事業所	山口県周南市入船町６番20号
徳島事務所	徳島県徳島市助任橋三丁目28番地
坂出事務所	香川県坂出市久米町一丁目14番14号
新居浜事務所	愛媛県新居浜市西原町二丁目７番66号
九州第一事業所	福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目８番１号
宇部事務所	山口県宇部市港町一丁目５番５号
三池事務所	福岡県大牟田市本町三丁目７番地９
長崎事務所	長崎県長崎市出島町３番10号
大分事業所	大分県大分市松原町三丁目１番11号
鹿児島第一事業所	鹿児島県鹿児島市住吉町13番13号

ハ　危険物以外の特殊貨物の収納、積付けその他の運送に関する技術的基準への適合性の検査のうち、特殊貨物船運送規則第十七条第１項に規定する液状化等物質の運送許容水分値の測定及び船舶設備規定等の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第三十二号）附則第三条第三項に規定するばら積み個体貨物の密度の測定を行う事業所の名称及び所在地

名　　称	所　在　地
理化学分析センター	神奈川県横浜市金沢区幸浦一丁目14番２号

○国土交通省告示第八百七十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十、第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第二十条第七項及び船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第三項（同法第三十一条第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

令和七年九月十一日　　国土交通大臣　中野　洋昌

一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

一　ハイフォン事務所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	15 Hoang Dieu, Hong Bang, Haiphong, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM
変更後	15 Hoang Dieu, Hong Bang Ward, Haiphong, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM

㈡　変更年月日　令和七年七月一日

二　ホーチミン事務所の変更

㈠　事業所の所在地の変更

変更前	77 Tran Nhan Ton, Ward 9, District 5, Ho Chi Minh, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM
変更後	77 Tran Nhan Ton, An Dong Ward, Ho Chi Minh, SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM

㈡　変更年月日　令和七年七月一日

○関東地方整備局告示第百九十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
茨城県猿島郡五霞町ごかみらい四〇番から同郡境町大字塚崎字清水二四五六番一まで	前	二二・〇〇～二四六・六四メートル	三・五一三キロメートル
	後	二二・〇〇～二四六・六四メートル	三・五一三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十一日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局北首都国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
茨城県猿島郡五霞町ごかみらい四〇番から同郡境町大字長井　二二・〇〇～二三三・七一メートル		五・五五一キロメートル

(四) 指定する期日　令和七年九月十二日

○北海道開発局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
札幌市南区石山東二丁目二〇番二一から同市南区石山東二丁目二三番一六まで	前	一五・〇〇～一七・五〇メートル	〇・一四八キロメートル
	後	一五・〇〇～一七・五〇メートル	〇・一四八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第八十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十一日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十号及び二百三十二号	北海道天塩郡豊富町字上サロベツ一五番五から同町字上サロベツ九七二〇番まで	北海道開発局及び同局稚内開発建設部

供用開始の期日　令和七年九月十一日

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　梶田　秀

国際部長事務代理を免ずる（九月八日）

人事異動

内閣

平田　健治　飯島　俊郎　安藤　俊英

曽根　健孝　田村　政美　安東　義雄

堀内　俊彦　岩崎　敏　大河内昭博

特命全権大使に任命する（各通）

判事　永渕　健一

高等裁判所長官に任命する

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　永渕　健一

兼官を免ずる（以上九月八日）

復興庁

（国土交通省国土交通審議官）

国土交通事務官　天河　宏文

復興事務官（統括官）に併任する

人事管理官を命ずる

障害者雇用推進者を命ずる

（統括官）復興事務官　平田　研

国土交通省に出向させる

人事管理官を免ずる

障害者雇用推進者を免ずる（以上九月八日）

法務省

蘆立　順美　安倍　嘉一　池田　悠

石田　信平　板垣　勝彦　今津　幸子

大江　裕幸　大槻　文俊　小田　勇一

片山　隆夫　金子　敏哉　北島　典子

金　春　小舟　賢　齊藤　高広

齊藤　正彰　齊藤　愛　志甫　治宣

瀬戸口壮夫　田中　孝男　玉蟲　由樹

道垣内正人　中村　新　西部　俊宏

橋本　陽子　蓮井　俊治　本庄　淳志

松下　祐記　皆川　宏之　矢部　耕三

山崎　友也　山下　昇　横溝　大

吉池　信也　若林亜理砂

判事兼簡易裁判所判事　多田　尚史

令和七年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は令和七年十二月三十一日までとする（各通）

池田　公博　石橋　俊一　伊藤　栄寿

井上　健一　今津　綾子　小林　俊明

佐藤　拓磨　鎮目　征樹　洲見　光男

城下　裕二　鈴木　敦士　鈴木　雅之

土森　俊秀　豊田　兼彦　中野　剛

原　琢己　原田　史緒　原田　剛

堀田　裕二　堀　清史　松井　和彦

三浦　繁樹　緑　大輔　渡邉　弘

令和七年司法試験予備試験考査委員に任命する

任期は令和八年二月二十八日までとする（各通）

検事　猪股　直子

同　小野本　敦　同　筒井　督雄

検事兼法務教官　阿波　亮子

令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和七年十二月三十一日までとする

（各通）

検事　青野　卓也

同　秋葉　肇　同　伊瀬知陽平

同　川下　由紀　同　栗原　一紘

同　佐藤しずほ　同　杉本　尚子

同　高橋　浩美　同　玉本　将之

同　早渕　宏毅　同　松枝　正宣

同　松本　麗　同　三井田　守

同　武藤　絢子

検事兼法務事務官　久野　雄平

同　倉重　龍輔

検事兼外務事務官　池田　美穂

検事兼財務事務官　加藤　和輝

令和七年司法試験予備試験考査委員に併任する

併任の期間は令和八年二月二十八日までとする

（各通）（以上九月八日）

皇室事項

認証官任命式

九月八日午後四時三十五分、宮中において、特命全権大使平田健治、同飯島俊郎、同安藤俊英、同曽根健孝、同田村政美、同安東義雄、同堀内俊彦、同岩崎敏、同大河内昭博及び高等裁判所長官永渕健一の認証官任命式が行われた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

三重労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、三重県最低賃金（昭和55年三重労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月11日

三重労働局長　石田　　聡

第４号中「１時間1,023円」を「１時間1,087円」に改める。

附　則

この決定は、令和７年11月21日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

証 票 無 効

１　立入検査証

令和６年11月１日交付第68号

公正取引委員会事務総局　内閣府事務官　大木　健司　名義分

令和７年７月18日　亡失

上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。

令和７年９月11日　　公正取引委員会

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０５８号
東京都台東区東上野５丁目４番19号
清算株式会社　株式会社ＢｉＧｈｏｌｙ
代表清算人　上田　大聖
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０１０号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字下芝切179番地
清算株式会社　株式会社シルバーネット
代表清算人　黒川　智勝
１　決定年月日　令和７年８月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（ヒ）第１００３号
神戸市兵庫区東山町４丁目13番地
清算株式会社　株式会社ゆうわプランニング
代表清算人　冨永　正裕
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１００５号
神戸市長田区長楽町６丁目２番28号
清算株式会社　株式会社ヒルトン製靴
代表清算人　水野　成雄
１　決定年月日　令和７年９月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１２号
徳島県徳島市国府町矢野27番地１
清算株式会社　株式会社折目産業
代表清算人　折目　和彦
１　決定年月日　令和７年８月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
徳島地方裁判所民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３号

埼玉県比企郡小川町大字角山59番地
清算株式会社　株式会社武蔵野リフレッシュサービス
清算人　岡田　勝典
1　決定年月日　令和７年８月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和７年（ヒ）第１号

岐阜県中津川市苗木4869番地
清算株式会社　恵東精機株式会社
1　決定年月日　令和７年８月29日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和７年（ヒ）第２号

徳島県海部郡海陽町四方原字町西45番地
清算株式会社　株式会社トノワ
1　決定年月日　令和７年９月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所阿南支部

更生手続開始

令和７年（ミ）第２号

埼玉県戸田市下戸田２丁目16番２号
更生会社　コア・ファーマシー株式会社
代表者代表取締役　渡辺　剛史
1　決定年月日時　令和７年８月31日午後５時
2　主文　コア・ファーマシー株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　金山　伸宏
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和７年10月31日
6　更生債権等の一般調査期間　令和８年２月６日から令和８年２月20日まで
7　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和８年４月23日
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和８年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ミ）第３号

東京都文京区本郷１丁目５番７号宝生ハイツ505
更生会社　シティ・メディカル・ホールディングス株式会社
代表者代表取締役　山野井健太
1　決定年月日時　令和７年８月31日午後５時
2　主文　シティ・メディカル・ホールディングス株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　金山　伸宏
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和７年10月31日
6　更生債権等の一般調査期間　令和８年２月６日から令和８年２月20日まで
7　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和８年４月23日
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和８年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月十一日

掲載頁　二頁

令和七年九月十一日

東京都港区南青山二丁目二番一五―八二五号

（甲）丸平産業株式会社

代表取締役　鈴木　大亮

東京都港区南青山二丁目二番一五―八二五号

（乙）合同会社行田

代表社員　鈴木　大亮

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十一日

東京都中野区東中野三丁目一番一九号藤田方事務所二〇二号室　合同会社うゆる

代表社員　岡村　愛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月十二日であり、組織変更後の商号はリバイバルプランニング株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十一日

東京都港区台場二丁目二番二―一二一二号

リバイバルプランニング合同会社

代表社員　佐藤　裕文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社パチマインドとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十一日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九　オッズ合同会社

代表社員　諏訪内尊成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社魚源商店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十一日

東京都千代田区神田淡路町一丁目一一番地　合資会社魚源商店

代表社員　萩原　陽一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十一日

神奈川県川崎市幸区新川崎七番七号ＫＢＩＣ本館二〇七　キオレメディカル合同会社

代表社員　キオレ・メディカル・インク

職務執行者　リスソヴァス・ヴィクトラス

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十一日

長野県佐久市本新町二三〇番地　合資会社井出養鱒場

代表社員　井出　俊英

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十一日

静岡県静岡市駿河区稲川一丁目八―二九十番稲川ビル二Ｆ　合同会社Ｗｅｌｂｉｅ

代表社員　鹿又　正光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＸＥＮＣＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十一日

愛知県名古屋市千種区不老町一　合同会社ＸＥＮＣＥ

代表社員　小澤巧太郎

組織変更公告

当組合は、令和七年九月二日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月二十三日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和七年九月十一日

三重県四日市市小山町二六一五番地　農事組合法人農地担い手管理機構

代表理事　里中　俊雄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十一日

佐賀県唐津市呼子町呼子三〇六八番地　合名会社金丸旅館

代表社員　金丸　文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十一日

熊本市西区沖新町四七二二番地　合同会社八雲

代表社員　出野　龍一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十一日

熊本市西区沖新町四七一一番地一

合同会社仁王さん通り

代表社員　出野　龍一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社ユーエスディーラボとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十一日

沖縄県国頭郡恩納村字山田一六三番地マンション山川二〇二号室

合同会社ユーエスディーラボ

代表社員　池原真由美（當山真由美）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三百万円減少し金一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年十月三十一日であり、総社員の決定は令和七年八月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年九月十一日

茨城県古河市三和一四七番地一

合同会社ＫＭ　ＬＩＮＥ

代表社員　久野　智

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十七億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月十一日

掲載頁　二頁

令和七年九月十一日

東京都新宿区新宿四丁目一番六号ＪＲ新宿ミライナタワー

BioMarin Pharmaceutical Japan株式会社

代表取締役　中村　圭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月四日

掲載頁　二頁

令和七年九月十一日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

株式会社サンシャイングローバル

代表取締役　村田　雄司

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十一日

札幌市中央区南二条西十二丁目三二四番地一

株式会社恵和ビジネス

代表取締役　小田島秀明

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十一日

山形県酒田市上安町三丁目七番地の二

守屋機工株式会社

代表取締役　土井　清一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十一日

埼玉県所沢市大字松郷一五一番地四七

宮電機工業株式会社

代表取締役　宮　央

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十一日

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目二番二二号

株式会社セキ薬品

代表取締役　関　善夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十一日

東京都江東区冬木六番九号

株式会社観音荘

代表取締役　宇佐美　衛

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十一日

東京都豊島区千早二丁目二七番一七号

日本クリマックス株式会社

代表取締役　宮田　晋

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十一日

岡山県倉敷市連島町鶴新田二六五七番地二

長嶋加工株式会社

代表取締役　服部　弘之

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十一日

岡山県倉敷市水島海岸通二丁目一番一〇号

株式会社高砂商会

代表取締役　仁科喜佐男

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である李静淑及びチャン・ジェフンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和七年九月十一日

東京都港区虎ノ門二丁目四番七号Ｔ－ＬＩＴＥビル一六Ｆ四号室　株式会社ＪＭＧ

日本における代表者　李　静淑

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石雨森が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十一日

横浜市中区長者町二丁目六番地七ライフレビュー横浜関内スクエア一〇一〇号室

ウェイカンエンタープライス

日本における代表者　石　雨森

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和七年八月二十九日開催の通常総会において、出資一口の金額を二十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合の主たる事務所に備え置いております。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

令和七年九月十一日

福岡市東区舞松原一丁目八－一九

ＦＵＫＵＯＫＡフロンティア事業協同組合

代表理事　水永　忠

債権申出の公告

当社は、平成十四年十二月三日、旧商法第四〇六条の三第一項の規定により解散しましたところ、残余財産の清算のため、令和七年三月十七日付で東京地方裁判所立川支部において清算人が選任されました（令和六年（ヒ）第三七号）。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年九月十一日

東京都八王子市下恩方町三〇八番地三〇

ビークラフト株式会社

代表清算人　嶋本　雅史